

令和6年度 第3回 豊田市国民健康保険運営協議会 次第

令和6年12月19日（木）午後2時から
豊田市役所 南52会議室

1 会長あいさつ

2 議事

【協議事項】令和7年度豊田市国民健康保険税率等の答申案について

【報告事項】出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税軽減の状況
について

●今後の予定

答申

日時：令和6年12月24日（火）午後1時から

場所：南庁舎5階 市長室

出席：安田会長

【協議事項】 令和 7 年度豊田市国民健康保険税率等の答申案について

1 審議経過

(1) 令和 7 年度県納付金の仮算定結果と不足額、引上げ必要額

納付金 104.5 億円	-	税収等の財源 90.3 億円	÷	不足額 14.1 億円	+	県内統一 の影響	=	引上げ必要額 17.3 億円
-----------------	---	-------------------	---	----------------	---	-------------	---	-------------------

【参考】 一人当たり県納付金の推移 ※令和 7 年度は仮算定。() 内は対前年度比伸び率。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
140,123 円 (101.9%)	141,264 円 (100.8%)	149,759 円 (106.0%)	162,341 円 (108.4%)	171,810 円 (105.8%)	171,638 円 (99.9%)

(2) 主な意見

- ・保険税率の引上げが続いており、支払う立場からは厳しさを感じているが、保険税の制度や段階的に必要な引上げを行うというこれまでの経緯から、引上げはやむを得ない考える。
- ・「国民健康保険税は高い」というイメージを持っている。被保険者が減少し、年齢構成は高くなり、医療技術の進歩等により一人当たりの医療費が上昇するという状況の中で、被保険者に負担を求めなければならないというのは、全国的に同じ傾向である。

(3) 令和 7 年度豊田市国民健康保険税率（案）

一人当たり年額平均約 5,700 円（5.4%）引上げ（参考：令和 6 年度は 5,500 円）

【背景】

県納付金（愛知県国民健康保険事業費納付金）の負担への対応

- ・平成 30 年度の国保財政運営の都道府県単位化による影響分
- ・納付金ベースの保険税水準の県内統一（令和 11 年度）による影響分

【考え方】

①基金等を活用して市独自の激変緩和措置を継続し、単年度の引上げ幅を抑制

- ・納付金ベースの保険税水準の県内統一を見据え、5 年間で段階的に引き上げる。
（単年度で引き上げる場合、一人当たり年額平均約 28,650 円（27.1%）の引上げ）

②本来目指すべき標準保険税率との乖離が大きい区分を改定

- ・応益割と応能割の改定により、広く受益に応じた負担としつつ所得に応じた負担とする。

※（補足）納付が困難な被保険者への対応

- ・低所得者軽減制度、税減免、納税猶予を適用
- ・令和 6 年中の収入減少は令和 7 年度保険税の所得割額に反映

(4) 本市独自の激変緩和措置に必要な財源（国民健康保険財政調整基金の活用）

5 年間をかけて段階的に引き上げる場合 **13.9 億円**

※令和 7 年度は、現在の基金残高（5.9 億円）で不足する分について、一般会計からの基金積立で対応することを想定。

2 検討に用いた各種税率及び税額シミュレーション

(1) 現行の保険税率と改定案・市町村標準保険税率の比較

この案とする方針を決定

	現行の保険税率 (令和6年度・豊田市)				改定案 必要額 17.3 億円の 1/5 を税で賄う			市町村標準保険税率 (令和7年度・仮算定時)		
保険税率 ※改定案は、市町村標準保険税率との乖離が大きい項目を優先して引上げることを想定し、医療分の所得割・均等割、後期高齢者支援金分の所得割、介護納付金分（40～64 歳のみ）に課税）の所得割で調整する場合の試算。 ※保険税率は、応能・応益割合のバランスを考慮する。		応能	応益		応能	応益		応能	応益	
		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
	医療分	6.15	26,100	22,000	6.39 (+0.24)	28,800 (+2,700)	22,000	7.62 (+1.47)	32,693 (+6,593)	21,223 (△777)
	後期分	2.17	11,000	6,500	2.34 (+0.17)	11,000	6,500	2.80 (+0.63)	11,826 (+826)	7,677 (+1,177)
	介護分	1.84	10,500	5,800	2.16 (+0.32)	10,500	5,800	2.56 (+0.72)	12,976 (+2,476)	6,422 (+622)
	合計	10.16	47,600	34,300	10.89 (+0.73)	50,300 (+2,700)	34,300	12.98 (+2.82)	57,495 (+9,895)	35,322 (+1,022)

(2) モデル世帯における一年間の税額シミュレーション

	現行の保険税率	改定案 (現行との差)	市町村標準保険税率 (現行との差)
モデル世帯① ・ 43 才単身世帯 ・ 世帯主の給与収入が 55 万円以下 (給与所得 0 円)	24,400 円	25,200 円 (+800 円) 低所得者軽減：7 割	27,700 円 (+3,300 円) 低所得者軽減：7 割
モデル世帯② ・ 67 才夫婦の 2 人世帯 ・ 世帯主の年金収入が 250 万円 (年金所得 140 万円)	162,800 円	171,000 円 (+8,200 円) 低所得者軽減：2 割	195,400 円 (+32,600 円) 低所得者軽減：2 割
モデル世帯③ ・ 40 代夫婦と小学生 2 人の 4 人世帯 ・ 世帯主の給与収入が 228 万円 (給与所得 152 万円)	212,500 円	225,800 円 (+13,300 円) 低所得者軽減：5 割	261,000 円 (+48,500 円) 低所得者軽減：5 割
モデル世帯④ ・ 40 代夫婦と小学生 2 人の 4 人世帯 ・ 世帯主の給与収入が 567.5 万円 (給与所得 410 万円)	576,500 円	614,000 円 (+37,500 円) 低所得者軽減：なし	715,600 円 (+139,100 円) 低所得者軽減：なし

※ 1 市町村標準保険税率：各市町村の収納率の違いなどを加味した保険税率。

※ 2 子どもが未就学児の場合は、未就学児に係る均等割が 5 割軽減されるため、上の表の金額より低くなる。
出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税軽減の適用を受ける場合も、上の表の金額より低くなる。

答 申 書

(案)

令和 6 年度

豊田市国民健康保険運営協議会

第 1 審議経過

当協議会は、令和 6 年 8 月 8 日に貴職から「令和 7 年度豊田市国民健康保険税率（以下、「保険税率」という。）等」について意見を求められた。

1 背景

国民健康保険事業の運営が平成 30 年度から都道府県単位化されたことに伴い、市町村から集める愛知県国民健康保険事業費納付金（以下、「県納付金」という。）や国などからの公費をもとに、県が国保財政を運営するしくみに変わった。

このことにより、市単独で運営していた時にも必要だった医療費の自然増分に加えて、県納付金の負担増分を確保する方法として、保険税率の見直し等を検討する必要が生じた。

また、愛知県では令和 11 年度までに納付金ベースの保険税水準の県内統一を行うため、本市独自の激変緩和措置を継続しながら、本来集めるべき保険税水準に到達させる必要が生じた。

2 審議内容

（1）令和 7 年度県納付金の仮算定結果（令和 6 年 11 月 20 日）

本市の県納付金の仮算定結果は総額で約 104 億 5 千万円となり、一人当たりでは、令和 6 年度本算定と比べて 172 円の減額となった。保険税や国・県交付金など、県納付金の財源となる収入の見込み額を差し引くと、一人当たり 23,400 円（総額 14.1 億円）の不足額が生じる見込みである。この不足額に、納付金ベースの保険税水準の県内統一による影響一人当たり 5,250 円を加えると、一人当たり 28,650 円（総額 17.3 億円）となり、これを引上げ必要額として協議を始めた。

仮算定にあたり、令和 7 年度の納付金の減算に活用可能な県決算剰余金は約 16 億円だが、変動幅が 1 %以内となったため、活用ルールどおり、令和 7 年度の減算には活用しないこととされた。

（2）引上げ必要額への対応

引上げ必要額 17.3 億円への対応として、「保険税率」、「豊田市国民健康保険事業財政調整基金（以下、「基金」という。）の取崩」及び「一般会計からの法定外繰入」について協議した。

なお、令和 7 年 1 月中旬に県納付金の確定額である本算定結果が公表される予定であるが、当初予算編成に間に合わせるため、仮算定結果により協議した。

（3）審議の中で確認及び協議した事項

ア 県納付金の算定方法及び県決算剰余金が活用されないことを確認した。

イ 基金及び一般会計からの法定外繰入の状況を確認した。

ウ 本市の令和 6 年度保険税率は、愛知県平均と比べて低い水準にあることを確認した。

エ 保険税率を検討する上での論点について確認した。

オ 引上げ必要額の確保の方法として、保険税率改定案（引上げ必要額の 5 分

の1を引上げ)と現行税率、市町村標準保険料率それぞれの一人当たり保険税額、基金の取崩及び一般会計からの法定外繰入で必要となる額、モデル世帯における保険税額のシミュレーションを比較し、協議した。

力 県納付金の本算定結果提示後における再協議の考え方について協議した。

キ その他保険税率改定以外の取組等について協議した。

第2 答申内容

1 令和7年度保険税率について

次のとおりとすることが適当である。

(1) 保険税率

ア 引上げ必要額 17.3 億円の5分の1の額を保険税で賄う。

イ 本来目指すべき市町村標準保険料率との乖離が大きい医療分の所得割及び均等割、後期高齢者支援金分の所得割、介護納付金分の所得割を以下のとおり改定し、一人当たり平均の年税額を約 5,700 円 (5.4%) 引き上げる。

	所得割	均等割	平等割
医療分	6.39% (+0.24%)	28,800 円 (+2,700 円)	22,000 円
後期分	2.34% (+0.17%)	11,000 円	6,500 円
介護分	2.16% (+0.32%)	10,500 円	5,800 円
合計	10.89% (+0.73%)	50,300 円 (+2,700 円)	34,300 円

※()内は令和6年度の保険税率との差

(2) この案とする理由

ア 社会経済情勢の影響により被保険者の家計の負担増が懸念されるが、中長期的な負担の平準化を図るため、必要な保険税率の引上げを実施する。

イ 引上げにあたっては、低所得者に配慮するとともに、応能・応益割合のバランスを考慮する。

本市独自の激変緩和措置期間の考え方

令和元年度から令和5年度の答申を踏まえ、平成30年度からの都道府県単位化の影響分について、単年度での急激な引上げを避けるために、基金等を活用した本市独自の激変緩和措置の実施により、段階的な引上げを進めてきた。

令和7年度から段階的に実施される納付金ベースの保険税水準の県内統一により新たに生じる制度改正分の影響については、本市独自の激変緩和措置の対象として、令和11年度までの5年間程度をかけて段階的に引き上げる。

2 令和7年度以降の基金の考え方

次のとおりとすることが適当である。

(1) 基金の活用

- ア 保険税の急激な上昇の緩和（本来集めるべき保険税水準に達するまでの間）
- イ 県納付金の仮算定結果と本算定結果の差額調整
- ウ 県納付金の年度間変動による負担上昇の際の保険税の平準化
- エ 災害等想定外の事象等による収収等の見込み違いへの対応

(2) 基金の積立

現在の基金残高では、本市独自の激変緩和措置等に対応できないため、一般会計から積立を実施する。基金規模については、基金の活用ができるだけの額を確保することを基本とし、具体的な方法及び金額は、本市の財政状況等を踏まえ、過大な投入とならないよう積立額を精査する必要がある。

3 令和7年度以降の一般会計からの法定外繰入基準

原則、市の施策による次のものとすることが適当である。

- ア 福祉医療波及分
- イ 市条例による保険税減免分
- ウ 基金積立分

第3 その他付帯意見

次の4点をその他付帯意見として申し添える。

- 1 保険税率改定に頼るだけでなく、以下のとおり、保険者として経営努力の継続が必要である。
 - ・ 保険税の滞納削減に向けた取組などによる歳入確保
 - ・ レセプト点検等による医療費適正化や予防・健康づくりによる適正な歳出抑制
- 2 都道府県単位化により市町村の裁量に制限があるが、できる限りの施策・運用の工夫を続けることが必要である。
- 3 不確定要素が多く、毎年度引上げ必要額が変動するため、本市独自の激変緩和措置を講じる期間においては、県納付金の算定結果等を踏まえたうえで、毎年度保険税率の見直しを行うことが必要である。
- 4 国・県に対し、国民健康保険制度の持続的かつ安定的運営ができるよう、構造的な課題解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と抜本的な制度の見直しを求めることが必要である。

【報告事項】 出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税軽減の状況について

1 適用状況（令和6年10月末までの届出分）

	届出	決定件数	軽減額
令和5年度分	64件	54件	55万円
令和6年度分	114件	99件 (うち多胎1件)	175万円
計	178件	153件	230万円

届出方法の内訳

	窓口	電子	郵送	職権適用	計
令和5年度分	26件	22件	16件	0件	64件
令和6年度分	63件	28件	19件	4件	114件

2 参考（制度の概要）

子育て世帯のさらなる経済的負担の軽減、次世代育成支援等の観点から、産前産後保険税軽減制度が創設されることになった（令和5年5月）。

令和6年1月1日から、出産予定又は出産した被保険者の対象期間に相当する国民健康保険税の所得割額・均等割額を届出により減額している。

	医療分	後期支援分	介護分 ※40～64歳
所得割	6.15%	2.17%	1.84%
均等割	26,100円	11,000円	10,500円
平等割	22,000円	6,500円	5,800円

※税率は令和6年度のもの

出産被保険者の4か月分の
所得割額・均等割額を減額
(多胎の場合は6か月分)

【軽減対象期間】

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎							
多胎							

※低所得者軽減の対象者については、低所得者軽減適用後に本軽減を適用する。